

平安京周辺寺院の成立

岡野浩二

はじめに

長岡京・平安京遷都の際には、平城京の寺院を移築することはなく、平安京には官寺として東寺・西寺だけが建てられた。しかし、しだいに平安京周辺に寺院が登場し、増加の一途をたどった。それらは良く知られた事項であるが、寺院の登場や増加を具体名を挙げながら俯瞰することは、ほとんどなされていない。

たなかしげひさ「10世紀の平安京内外の諸寺」(一九七〇年)⁽¹⁾は、『延喜式』(卷二一・玄蕃寮)に登場する「近都諸寺」や、『日本文徳天皇実録』嘉祥三年(八五〇)三月乙亥(二十七日)条の「近隣七箇寺(近隣七箇寺)」について考察し、また十世紀半ばまでの主要史料に登場する一四八寺の一覧表を作成している。この研究は、平安京周辺寺院の網羅的把握に成功しているが、寺院群の類型化や変遷の考察には至っていない。

京都市編『京都の歴史 第一巻 平安の新京』(一九七〇年)⁽²⁾は、およそ次のような寺院を取り上げている(説明は本文をもとに筆者が補った)。

- ①平安遷都の直後に建てられた寺院(東寺・西寺・神護寺・清水寺・延暦寺)。
- ②定額寺・御願寺(嘉祥寺・貞観寺・元慶寺・仁和寺・醍醐寺)。
- ③貴族邸内の持仏堂(実例は挙げない)。
- ④藤原氏建立の寺院(雲安寺・安祥寺・極楽寺・法性寺・延暦寺楞嚴三昧院・浄妙寺・法成寺・平等院鳳凰堂)。
- ⑤藤原氏以外の貴族建立の寺院(雲

居寺・慈恩寺・平等寺・報恩寺・補陀落寺)。^⑥皇室の造寺(檀林寺・大覚寺・仁和寺・天安寺・円融寺・円教寺・円乗寺・円宗寺)。^⑦比叡山の別所(神蔵寺・黒谷・帝釈寺・釈迦院・安楽谷)。^⑧衆庶の信仰を集めた寺(六波羅蜜寺・行願寺・珍皇寺)。これは、定額寺・御願寺などの寺院制度や、寺院の類型を整理して説明しているが、通史の性格上、因果関係の分析などはなされていない。

角田文衛監修『平安京提要』(一九九四年)⁽³⁾の第三部第三章「平安京と寺院」は「山背国時代の寺院」「平安京の寺院」「山岳寺院」の三節からなり、そのうち「平安京の寺院」は「王城守護の寺院」「定額寺から御願寺へ」「造寺の隆盛」「発掘に基づく寺院の復元」で構成されている。全体にわたって発掘調査の成果に多くの紙面が割かれている。

堀裕「平安京と寺々」(二〇一〇年)⁽⁴⁾では、「京下諸寺」「東寺と西寺」「平安京周辺寺院―野と岡の寺―」「平安京周辺寺院―山林寺院―」の項目を立てて、九世紀の寺院を取り上げ、国忌・密教修法・宮中行事・葬送などの機能を合わせて考えることを主張している。立地条件と社会的機能を基軸に据えて平安京周辺寺院を論じようとする視点は有益であるが、紙数の限られた講座(「古代の都」シリーズ)の記事であるため、豊富な成果には至っていない。

桓武朝の寺院抑制策と、貴族・皇族・僧侶による寺院建立との相互関係を、具体的に把握することはできないであろうか。近年の研究に着目すると、常住寺を含む七寺については、平安京遷都以前から存在し、桓武・嵯峨朝に重視されたことが、西本昌弘によって説明されている。⁽⁵⁾それは、平安京周辺寺院の説明を、東寺・西寺や最澄・空海から始める構図に縛られる必要のないことを示している。また、御願寺については、僧侶・天皇・檀越の各々の要望が一致して成立した呼称で、定額寺のような制度ではないと本郷真紹が指摘している。⁽⁶⁾そこから、定額寺・御願寺の制度・類型だけで寺院を捉えるべきでないといえる。平安京周辺寺院を、立地条件で類型化することを堀裕(前掲)は試みている。それ以外にも、整理基準が考えられるはずである。

そのような問題関心に立ち、本稿では次の手順で平安京周辺寺院の動向を整理することにした。第一に、平安京遷都

以前からの寺院について確認する。第二に、平安京周辺に成立した寺院を、既存施設のない場所に建てられたか、既存施設を転用・利用して成立したかの基準で整理する。第三に、平安京周辺寺院、とりわけ私寺が公認されて存続する条件や手続きについて考察する。なお、寺院（趾）の所在地を理解するために、便宜的に現代の地名（比定地）を『京都市の地名』『京都府の地名』（日本歴史地名大系27・26、平凡社、一九七九・八二年）に従って括弧で表示することにする。

第一章 平安京遷都時の寺院

第一節 長岡・平安遷都時に建てられた寺

野寺（常住寺）は、東寺・西寺よりも先に平安京で重要な位置を占めた寺院である。『阿婆縛抄諸寺縁起』によると、野寺は常住寺ともいい、延暦五年（七八六）に「南京」から「此京」に移った寺院で、桓武天皇の本尊である薬師仏を安置していたという。西本昌弘は、常住寺が延暦五年に某所から長岡京に移建され、平安京遷都の際に常住寺と桓武の持仏の薬師像が長岡京から新京に移ったと解釈している。⁷⁾また『日本後紀』延暦十五年十一月辛丑（十四日）条に新銭を伊勢神宮・賀茂社・松尾社・七大寺・野寺に頒布した記事、『叡山大師伝』に同二十四年に最澄が書写して持ち帰った天台の法文を「野寺天台院」で道証らに披見させた記事がある。さらに『伝述一心戒文』（卷上）によると、弘仁十年（八一九）に光定が野寺にいた護命僧都の房を訪ねている。これらから野寺（常住寺）が桓武・嵯峨朝に重視され、僧綱所（僧綱の執務空間）の立場にあったことがわかる。さらに西本昌弘は、『日本後紀』大同元年（八〇六）三月丁亥（二十三日）条に桓武の初七日の齋会が「京下諸寺」で行われた記事について、それに野寺（常住寺）が含まれていたと指摘している。平安京の北（京都市北区北野）に位置する北野廃寺跡が同寺と推定され、山城国葛野郡に属したことになる。

東寺・西寺については、『東宝記』(第一)に延暦十五年(七九六)に造東寺長官の任命記事があり、『類聚国史』(巻一〇七)同十六年四月己未(四日)条に造西寺次官がみる。『日本後紀』弘仁三年(八一二)十月癸丑(二十八日)条に「官家功德封物」(国家的仏事の財源)を東大寺ではなく東西二寺の所司に納めるとあり、翌四年正月癸酉(十九日)条に東西二寺の坐夏(安居)の布施・供養を諸大寺に準じたものとした記事がみえる。『日本三代実録』貞観六年(八六四)二月十六日条の「西寺綱所」の記事から、西寺が僧綱所として固定したことが知られる。

第二節 平安遷都以前から存在した寺・堂

『続日本紀』延暦九年(七九〇)九月丙寅(三日)条をはじめ、長岡京・平安京「七寺」の記事が国史に登場しており、また『延喜式』(巻三三・大膳式下14・孟蘭盆供養料条)に「七寺孟蘭盆供養料、東西寺、佐比寺、八坂寺、野寺・出雲寺、聖神寺、寺別餅菜料」、『小野宮年中行事』七月十五日「七寺孟蘭盆供養事」に「弘仁大膳式云、送^二東・西・佐比・八坂・常住・出雲・聖神」の記事がみえる。いづれも孟蘭盆会の記事である。『続日本紀』延暦十年三月癸未(二十三日)条によると『礼記』が記す天子七廟に習って国忌の数を増やさない方針が決まっており、先祖供養の孟蘭盆会も七寺で行われるようになったとみられる。上記の七寺のうち「佐比寺」は紀伊郡石原郷(南区塔ノ森)、「八坂寺」は愛宕郡八坂郷(東山区八坂上町)、「出雲寺」は愛宕郡出雲郷(上京区藪之内町)、聖神寺は愛宕郡(上賀茂社付近)に所在した。八坂寺は法観寺として現存する。聖神寺は、『賀茂社禰宜神主系図』によると賀茂神社の神宮寺で、弘仁十一年(八二〇)の建立と記されている¹⁰⁾。弘仁十年編纂の弘仁式に、同十年創建の聖神寺が載っていることに若干の問題を含んでいるが、以上の七寺のうち東寺・西寺を除く五寺を平安京遷都以前に建立の寺と杉山信三が指摘している¹¹⁾。

平安京遷都以前から存在した寺には、他に次のようなものがある。

広隆寺（右京区太秦蜂岡町）は、『日本書紀』推古天皇十一年（六〇三）十一月朔日条に、秦河勝が皇太子（厩戸皇子）から仏像を受けて「蜂岡寺」を造った記事があり、『朝野群載』（巻二）所収「広隆寺縁起」も、その由来を伝える。

川原寺・長岡寺（伏見区）は、『類聚国史』（巻三四）大同五年（八一〇）七月辛亥（十三日）条に、平城天皇の不予を理由に、川原・長岡の両寺に使を遣わし諷誦させた記事がある。長岡京に所在した寺院とみられる。

鳥戸寺（宝皇寺・珍皇寺）（東山区小松町）については、『日本後紀』大同元年（八〇六）四月戊申（十五日）条に、桓武の四七日の齋会を佐比・鳥戸・崇福の三寺で行った記事、『日本文徳天皇実録』天安二年（八五八）四月庚子（九日）条に、「宝皇寺」が俗に「鳥戸寺」と呼ばれた記事がある。また長保四年（一〇〇二）二月十九日の山城国珍皇寺領坪付案（『平安遺文』四二二号）に、鳥部郷（鳥戸郷）・八坂郷・錦部郷の土地や、「丙辰年」の創建記事がある。以上から、愛宕郡鳥戸郷に鳥戸寺（宝皇寺）が桓武朝以前から存在し、のちに珍皇寺と呼ばれとみられる。

岡本堂（北区）は、『続日本後紀』天長十年（八三三）十二月朔日条に「道場一處、在_二山城国愛宕郡賀茂社以東一許里、本号_二岡本堂、是神戸百姓奉_二為賀茂大神、所_二建立一也、天長年中檢非違使_二尽從_二停廢、至_レ是、勅曰（中略）宜_二彼堂宇特聽_二改建_一」と記されている。賀茂社の神戸がその神宮寺として建立した堂（道場）で、天長年間（八二四〜八三四）に檢非違使によって破却されたが、ここで再建されたと記されている。「岡本」は、天平六年（七三四）の優婆塞貢進解にみえる「山背国賀茂郷岡本里」の里名と符合している。⁽¹²⁾

石作寺（西京区）は、『日本三代実録』元慶三年（八七九）閏十月五日条に、山城国乙訓郡の公田五町を元慶寺田とし、四段三二六歩を「石作寺」に返した記事がある。『和名類聚抄』に乙訓郡石作郷が、『先代旧事本紀』に石作連氏がみえる。石作寺は郷名を負う寺であり、平安京遷都以前から存在したと考えられる。

なお参考として、創建年次の不明なものを追記しておく。靈巖寺（北区）は、宮城以北の山野に入ることを禁じた弘仁五年（八一四）十月十日の官符（『政事要略』巻七〇）において、その北限として同寺が記されている。『年中行事秘

抄』には、貞観年間（八五九～八七七）から靈巖寺で三月三日・九月九日に天皇が北斗星を祭って御灯を献じていると記されている。度賀尾寺（右京区梅ヶ畑梅尾町）は、『尊意贈僧正伝』によると、のちに天台座主になる尊意が、貞観十八年（八七六）に十一歳で入山の志を抱き、王城北山の「度賀尾寺」の賢一に従ったという。高岑寺（北区）は、「北山」に所在した寺である。『日本三代実録』貞観十六年八月二十四日条に、宗叡が愛宕郡栗栖野に御願寺を建てた記事があり、その仏像はもと「北山高岑寺」に所在したが貞観十三年の大雨の際に栗栖野に移したと記されている。

第二章 平安京周辺寺院と旧来施設

第一節 旧来施設を持たない寺

比叡寺（延暦寺）（滋賀県大津市）は、『叡山大師伝』の延暦十六年（七九七）の記事に「山院」、同二十年の記事に「比叡峰一乗止観院」がみえ、弘仁三年（八二二）に法華三昧堂を建てたと記されている。また『扶桑略記』延暦七年条には、比叡山に「根本中堂一乗止観院」を建てた記事がみえる。最澄が弘仁二年七月十七日に記した『羯磨金剛目錄』（延暦寺文書）に「比叡寺印」が押されており、¹³⁾『叡山大師伝』によると弘仁十四年二月二十六日に「延暦寺」号が勅によって許されている。

高雄山寺（神護寺）（右京区梅ヶ畑高雄町）は、『叡山大師伝』によると延暦二十一年（八〇二）に和氣広世・真綱が最澄らを招いて天台の教えを講演させている。天長元年（八二四）九月二十七日の太政官符で、高雄寺が定額寺に指定された（『類聚三代格』卷二）。その官符によると、和氣清麻呂が延暦年間に河内国に建てた神願寺が、山城国の高雄寺に遷され、「神護国祚真言寺」（神護寺）と改称している。

鞍馬寺（左京区鞍馬本町）は、『扶桑略記』延暦十五年（七九六）条、『拾遺往生伝』（下巻二）によると、藤原伊勢人（造東寺長官）が観音と毘沙門天の像を安置した西観音堂に端を発するという。

清水寺（東山区清水）については、『扶桑略記』延暦十七年（七九八）七月二日条によると、愛宕郡八坂郷東山の清水寺は、坂上田村麻呂が観音像を安置した檜皮屋を堂舎としたといい、「件寺縁起」を引いて沙弥延鎮の宝龜九年からの活動と坂上田村麻呂との関係を記している。また同書延暦二十四年条には、寺地を坂上田村麻呂に与え、「私寺」とすることを山城国司に伝えた太政官符が引用されている。

葛井寺（法輪寺）（西京区嵐山虚空蔵山町）は、『法輪寺縁起』によると、天長六年（八二九）に道昌が葛井寺に一〇〇日間參籠して虚空蔵菩薩を感得して木像を造つたことに端を発し、貞觀十六年（八七四）に仏閣を建てて靈像を安置し僧侶を止住させ、葛井寺を法輪寺と改称したという。

法琳寺（伏見区小来栖北谷町）は、入唐僧の常暁が宇治郡に建てた寺で、唐から伝えた太元帥靈像を安置し、太元帥法を修する場になったと、『続日本後紀』承和七年（八四〇）六月丁未（三日）条が伝えている。

安祥寺（山科区御陵平林町）は、『安祥寺伽藍縁起資財帳』（『平安遺文』一六四号）によると、藤原順子（仁明天皇の女御）と恵運が安祥寺山南麓に建てた寺で、仁寿元年（八五一）に七僧を置き、斉衡二年（八五五）に「官額」を受け、同三年に四辺の山を施入されたといひ（『日本文徳実録』十月辛卯（二十一日）条では宇治郡粟田山）、五〇町の四至「東限」大櫓大谷、「南限」山陵、「西限」堺峯、「北限」檜尾古寺所」が記され、また宇治郡余戸郷北方に「安祥寺上寺」がその裏に所在したと記されている。

海印三昧寺（長岡京市）は、道雄が建てた寺で、嘉祥四年（八五二）三月二十二日官符（『類聚三代格』卷二）によると、乙訓郡木於山峯に「十院」を建て「七家八宗業道」を習学するとして、定額寺とし、別当と年分度者を置くことを申請して許されている。

興隆寺（北区）は、常住寺十禅師延庭が葛野郡北山に「道場」を建てて千手観音像などを安置し、貞観二年（八六〇）に木工寮が堂舎を建立し、同七年四月十五日に御願寺とすることが認められたと『日本三代実録』が伝えている。

元慶寺（山科区北花山河原町）は、遍昭が陽成天皇の誕生時にその母藤原高子とともに発願して建立したもので、『日本三代実録』元慶元年（八七七）十二月九日条に、定額寺となり年分度者三人が置かれた記事がある。

仁和寺（右京区御室大内）は、宇多天皇が光孝天皇のために建立した寺で、『日本紀略』仁和四年（八八八）八月十七日条に「新造西山御願寺」での光孝天皇周忌法会の記事があり、延喜七年（九〇七）五月二日の太政官符（『類聚三代格』卷二）にもそのことがみえる。

醍醐寺（伏見区醍醐）は、聖宝が貞観（八五九～八七七）の末に宇治郡の笠取山に登って精舎を建て、延喜七年（九〇七）に醍醐天皇の御願の仏像を造り、後継者の観賢が定額寺とすることを申請し、その裁可の僧綱牒が同十四年正月二十一日に同寺に下されている。また同十九年四月十九日には醍醐寺下宿院の造作が始まっている（以上『醍醐寺要書』）。山上の堂舎、山下の宿院の順で建築物が整備されたことがわかる。

第二節 官人の邸宅・山荘を寺に転用、または貴族の土地に建てられた寺・院⁽¹⁴⁾

雲居寺（東山区下河原町）は、菅野真道が建てた「道場一区」に端を発する。『続日本後紀』承和四年（八三七）二月庚申（二十七日）条に「従五位下菅野朝臣永岑言、亡父參議従三位真道朝臣、奉^ニ為桓武天皇、所^ニ建立^ニ道場院一区、在^ニ山城国愛宕郡八坂郷、雖^ニ其疆界接^ニ八坂寺、而其形勢猶宜^ニ別院、由^レ是、道俗号曰^ニ八坂東院、伏望限以^ニ四至^一、別為^ニ一院、置^ニ僧一口、永俾^ニ護持、許^レ之」と記されている。

慈恩院（南区）は、滋野貞主の「宅一区」を「道場」にしたこもので、西寺の別院になっている。『続日本後紀』承和

十一年（八四四）四月壬午（三十日）条に「参議式部大輔從四位上滋野朝臣貞主、以下在西寺南一居宅一区、捨為道場、仍言、私建道場、是格之所禁也、雖是旧宅、事似新築、（中略）望請便入西寺、命為別院、号其名曰慈恩院、東大寺僧伝灯住位円修永為別当、三綱在別別、又自此以後、別当三綱、隨檀越願、令充行之者、勅聽之」と記されているのである。

雙丘寺・天安寺（右京区花園扇野町）は、清原夏野の「山莊」に端を發し、文徳天皇の田邑陵の近くに三昧を修する僧が置かれたことに端を發する。『日本三代実録』天安二年（八五八）十月十七日条に「陵辺修三昧沙弥甘口、令住雙丘寺、元是右大臣清原真人夏野之山莊、今所謂天安寺也」とみえる。

平等寺（右京区）は、平高棟の「別野」に建てられた「道場」に端を發する。『日本三代実録』貞觀元年（八五九）正月十日条に、「正三位行權中納言平朝臣高棟奏請、別野在山城国葛野郡、以為道場、賜額曰平等寺、詔許之」と記されている。

真如院（西京区山田平尾寺）は、藤原良繩が「別野」に建てた「道場」である。『日本三代実録』貞觀四年（八六二）二月十六日条に「参議正四位下行左大弁兼左近衛中將藤原朝臣良繩奏言、別野一区在山城国葛野郡、良繩奉為先皇造仏写經、安置其中、親母出家、便亦居住、請捨為道場、賜名真如院、許之」とみえる。

報恩寺は、伴善男の「別野」を「道場」にした寺である。『日本三代実録』貞觀四年（八六二）十月七日条に「正三位行中納言兼民部卿皇太后宮大夫伴宿禰善男奏言、（中略）心練報恩之誠、每念建仁祠之舍、還恐違国家之制、（中略）請捨山城国紀伊郡深草郷別野為道場、賜額報恩、（中略）詔許之」とある。

某寺は、高丘親王が構えた「堂舎」の地に在原善淵が「一舎」を構えたものである。『日本三代実録』貞觀四年（八六二）十二月二十五日条に「大藏大輔正五位下在原朝臣善淵奏言、（中略）禪師親王昔構堂舎之地、今来荒廢、其趾猶存、因願、不勞犯土之功力、便建一舎於此中、（中略）詔許之、善淵、平城太上天皇孫、高丘親王之男也」と記され

ている。

禅林寺（左京区永観堂町）は、藤原関雄の「東山家」を真紹が買得して建てた寺で、『日本三代実録』貞観五年（八六三）九月六日条に「以山城国爱宕郡道場一院、預於定額、賜名禅林寺、先是、律師伝灯大法師位真紹申牒備、（中略）爰買故従五位下藤原朝臣関雄東山家、即便為寺家、造立一堂、安置五仏、夫僧買俗家者、律令之所制、私立道場者、格式之所禁也、犯此禁制、立彼道場、非是敢押法禁故招罪名、（中略）請預之定額、名禅林寺、永伝真言法門秘要、師資相伝、存於不朽、勅許之」と記されている。

円覚寺（右京区嵯峨野水尾宮ノ脇町）は、藤原良相の「栗田山庄」を寺にしたもので、『日本三代実録』元慶四年（八八〇）十一月二十五日条に「太上天皇聖体不予、是日遷自棲霞観御円覚寺、（中略）棲霞観者左大臣山庄也、（中略）円覚寺者右大臣栗田山庄也」とあり、十二月四日に清和上皇が円覚寺で崩御している。

棲霞寺（清涼寺）（右京区嵯峨野釈迦堂藤ノ木町）は、源融の「山庄」に端を発する。『日本三代実録』元慶四年（八八〇）八月二十三日条に、清和太上天皇が嵯峨棲霞観に滞在した記事、十一月二十五日条に、棲霞観は源融の「山庄」であったという記事がある。寛平七年（八九五）八月に源融が薨じた後に棲霞寺になり、源重明の『吏部王記』天慶八年（九四五）六月十日・七月二十八日・十二月二十七日条に、棲霞寺の釈迦堂・新堂院や亡室の周忌法会の記事がある。十一世紀には、奄然が宋から将来した仏像が棲霞寺釈迦堂に安置され、後に清涼寺と呼ばれるようになった。

赤山禅院（左京区修学院開根坊町）は、仁和四年（八八八）に南淵年名の「山庄」を延暦寺僧が買得して円仁の宿願であった堂舎としたものである。『慈覚大師伝』に「仁和四年、建立大師本願禅院、是南大納言山庄也、在延暦寺西坂下、大衆合力、以錢二百貫買得也」と記されている¹⁵⁾。

円城寺（左京区鹿ヶ谷宮ノ前町）は、藤原氏宗の終焉の地に妹の藤原淑子が建立し、宇多天皇と益信が経営した寺院である。延喜六年（九〇六）九月十九日の太政官符（『類聚三代格』卷三）に「件寺元是故右大臣贈正二位藤原朝臣氏宗終

焉之地、故尚侍贈正二位藤原朝臣淑子発願建^ス斯仁祠、太上法皇御宇之間、依^ル尚侍付属^ノ令^レ加^シ修造、(中略)故以^テ寺家^ニ委^テ付益信^ト」と記されている。

第三節 上皇・天皇の後院・離宮、およびそれに関連する寺・院

大覚寺(右京区嵯峨大沢町)は、嵯峨上皇の「嵯峨院」を皇后の橘嘉智子が寺院にしたものである。『日本三代実録』貞観十八年(八七六)二月二十五日条に「淳和太皇太后、請^下以^テ嵯峨院^ヲ為^ス大覚寺^ト曰、嵯峨院者、太上^{嵯峨}天皇昔日閑放之地也、(中略)而今尊像禪經、時備^ス敬礼^ト、鍾磬香花、随以安置、伽藍之体、仏地之端、五六年來、適然具足、(中略)便為^ス道場^ト、名号惟新、称曰^ス大覚^ト、(中略)勅曰、宜^下随^テ太皇太后御願^ト、賜^レ額曰^ス大覚寺^ト、頒^中行天下^ト」と記されている。また『日本三代実録』元慶三年(八七九)三月二十三日条には、淳和太皇太后(正子内親王。嵯峨と橘嘉智子の娘。淳和の皇后)の事績として、「嵯峨旧宮、捨為^ス精舎、号曰^ス大覚寺^ト、其側建^ス廨舎、名為^ス濟治院、療^ス僧尼之病^ト」とある。なお檀林寺・観空寺も、橘嘉智子や嵯峨上皇によって嵯峨の地に建てられた寺院である。**檀林寺**(右京区)は、橘嘉智子が建立した寺院で、『日本文徳天皇実録』嘉祥三年(八五〇)五月壬午(五日)条に「后自明^レ泡幻^ト、篤信^ス仏理^ト、建^ス一仁祠^ト、名^ス檀林寺^ト、遣^下比丘尼持律者^ト入^中住^ス寺家^ト、仁明天皇助^ス其功德^ト、施^ス捨五百戸封^ト、以充^ス供養^ト」とあり、『続日本後紀』承和三年(八三六)閏五月壬午(十四日)条に造檀林寺使主典がみえる。『山城名勝志』などから天竜寺の周辺、大覚寺の南に位置したと考えられる。**観空寺**(右京区嵯峨観空寺久保殿町)は、嵯峨上皇が建てた寺で、『日本三代実録』貞観十二年(八七〇)八月二十六日条に「以^テ山城国葛野郡観空寺^ヲ預^ス之定額^ト、勅^ス、観空寺者、嵯峨太上天皇創建、宜^下以^テ其後親王源氏^ニ為^ス檀越^ト、永為^ス恒例^ト」とあり、大覚寺の西に位置する。

淳和院(右京区)は、淳和上皇の後院である。『続日本後紀』天長十年(八三三)八月戊申(二十五日)条に同院に嵯

峨・淳和両上皇が遊宴した記事がある。『日本三代実録』元慶三年（八七九）三月二十三日条には、淳和太皇太后（正子内親王）の事績として、「以_二淳和院_一、為_二道場_一、不改_二院号_一、安_下置平生侍_二左右_一之尼_上、厚充_二供料_一、永令_二居住_一、師資相承、修_レ道不_レ断焉」と記されている。『拾芥抄』（中・諸院）には「淳和院、天長上皇離宮、今西院、或云橋大后宮」とあり、右京四条に位置した。⁽¹⁶⁾

嘉祥寺（伏見区）は、仁明天皇の居住した清涼殿を深草山陵に移して建てた寺で、『日本文徳天皇実録』仁寿元年（八五一）二月丙辰（十三日）条に「是日、移_二清涼殿_一、為_二嘉祥寺堂_一、此殿者、先皇之_{文徳}讎寝也、今上不_レ忍_レ御_レ之、故捨為_二仏堂_一」と記されている。**貞観寺**（伏見区）は、「嘉祥寺西院」に端を発する寺である。『日本三代実録』貞観十六年（八七四）三月二十三日条に、貞観寺は清和天皇が誕生した際に藤原良房と真雅が謀って建てたと記されている。また同書貞観十四年七月十九日条には、真雅の申請によって天安三年（八五九）三月に嘉祥寺に年分度者三人が置かれ、そのとき貞観寺は寺名が定まらず、「西院」と称して度者を置き、貞観四年七月二十七日に「嘉祥寺西院」を「貞観寺」と改称したと記されている。

雲林院（北区）は、『日本紀略』天長七年（八三〇）四月乙卯（十二日）条、同九年四月癸酉（十一日）条、承和十一年（八四四）八月癸巳（十三日）条から、淳和天皇の離宮「紫野院」が「雲林亭」と改称し、さらに「雲林院」と呼ばれるようになったことがわかる。『日本三代実録』仁和二年（八八六）四月三日条に「僧正_顯遍照奏言、雲林院、是仁明天皇之第七皇子常康親王旧居也、初親王出家之後、去貞観十一年二月十六日、親王付_二屬於遍照_一、（中略）望請為_二元慶寺別院_一、（中略）至_レ是許_レ之」とあるように、仁明天皇の皇子常康親王に伝わり、同親王が出家して遍照の弟子となったことで、遍照の経営する元慶寺の別院になった。『日本三代実録』元慶八年（八八四）九月十日条にも、貞観十一年（八六九）二月十六日の常康親王の出家と雲林院のことが記されている。

第四節 僧の遊行と檀越寄進の屋舎に由来する寺

相応寺（大山崎町字大山崎）は、壹円が「一老嫗」に「漁商比屋」の土地を譲られて壇法を行った場所に、藤原良房によつて立てられた寺である。『日本三代実録』によると、薬師寺の壹円が藤原良房の病気を平癒させたことで、貞観七年（八六五）九月五日に権僧正に直任されている。そして同書貞観八年十月二十日条に「勅、山城国乙訓郡相応寺者、元是漁商比屋之地也、往年権僧正壹円泛_レ水觀_レ行橋頭、遭_レ天暑熱、上_レ岸風涼、有_レ一老嫗、避_レ舍猷_レ地、壹円便在_レ其中聊修_レ壇法、鏝_レ平地中、得_レ旧仏像、因縁相応、靈瑞頻現、太政大臣歎_レ其希有、奏建_レ道場、即発_レ工夫、忽備_レ輪奐、遂定_レ寺名、以為_レ相応、宜_レ賜_レ四履、永為_レ寺塚、東至_レ橋道、南至_レ河崖、西至_レ作山、北至_レ大路」と記されている。なお『吉記』養和元年（一一八一）九月二十二日条の「感応寺」（川崎観音）への参詣記事に、壹円僧正の建立であると寺僧からの伝聞がみえる。「河崎」（中京区梶井）は、鴨川に接した場所である。

第三章 平安京周辺の寺・院・堂の公認

第一節 寺・院・堂

第一章では「寺」と「堂」（岡本堂）が、第二章では「寺」と「院」（慈恩院・真如院・赤山禪院・淳和院・嘉祥寺西院・雲林院）が登場していた。「寺」「堂」「院」の術語（各々の理念型）と、ここで登場した実例について整理しておく。

「寺」の必要条件については、『続日本紀』靈龜二年（七一六）五月庚寅（十五日）条が注目される。ここでは伽藍を修

造せずに寺額や寺田を要求する現状があり、そうしたものは数箇寺を合併する、堂塔が整っていても寺僧がおらず檀越が資財・寺田を専有している現状があり、それに対して国司・檀越が立ち会い資財を記録させるという政策が打ち出されている。つまり「寺」は、伽藍の整備、僧（僧尼）の常住、財源の確保、檀越の存在、という条件が満たされた、いわば法

人格の組織を理想としていたのである。

「堂」については、直木孝次郎が『日本靈異記』にみえる「寺」と「堂」を対比して、「堂」には常住僧がいないと指摘している。つまり「堂」は、僧尼の常住が認められないなど、上記「寺」の必要条件を満たさないものである。僧尼令（5・非寺院条）で、僧尼が「寺院」ではなく別に「道場」を建てて衆を集め教化することが禁じられており、その「道場」も「堂」と同じ立場と考えられる。第一章で取り上げた「岡本堂」も、賀茂社の封戸が建てた簡易な施設とみられる。

「院」については、杉山信三が次のように指摘している。⁽¹⁷⁾つまり「院」は飛鳥寺禪院・東大寺戒壇院のように、「寺」の一部をなすものである。当初から計画して建てられたとは限らず、絹素院が発展して東大寺になった例や、子院が後から誕生した例もあり、また仁和寺御室のように自立性の高い特定の院家が存在したケースもある。第二章で取り上げた「嘉祥寺西院」（貞観寺）はその実例であり、「赤山禪院」も比叡山延暦寺の一部とみることができる。しかし、「真如院」は「道場」とも記されており「堂」の性格を帯びている。「淳和院」は上皇の後院の名称であり、「雲林院」は元慶寺別院になる前からそのように呼ばれており、いずれも上皇・天皇の後院・離宮に由来する「院」であったとみられる。

第一章・第二章で取り上げた寺・堂・院は、堂宇の改建（岡本堂）、僧侶の居住と仏事の勤修（雙丘寺・天安寺）、定額寺に指定（海印三昧寺・禪林寺・醍醐寺）、寺額・寺名を授与（平等寺・報恩寺・大覚寺・安祥寺・真如寺・相応寺）といったかたちで、朝廷から公認されている。また雲居寺は八坂寺東院、慈恩寺は西寺別院、雲林院は元慶寺別院というように、既存の寺に付属する「院」となることで存続している。さらに興隆寺は、常住寺十禪師延庭の建立であり常住寺の

系列に入ったとみられる。

第二節 延暦・大同年間の寺院統制

第一章・第二章で取り上げた堂・寺の公認の記事には、私道場立禁止令のことがみられる。すなわち、岡本堂の「天長年間に檢非違使が悉く停廢とした。(中略)その堂宇を特に改築することを許す」、慈恩寺の「私に道場を建てることは格が禁じていることである。旧宅であつても新築に他ならない」、禪林寺の「そもそも僧が俗人の家を買うことは、律令が禁止しており、私に道場を建てるのも格式の禁じるところである。この禁制を犯してその道場を建てるのは、法禁を押して罪名を招くことに他ならない」という文言である。

私道場建立禁止令については、僧尼令(18・不得私蓄条)に僧尼が私に園宅・財物を蓄えることが禁止されているが、ここでは特に延暦二年(七八三)六月十日の太政官符「禁断京職・畿内・諸国、私作伽藍事」(『類聚三代格』卷一九)を指しているであろう。そこには、

右、奉_レ勅、定額諸寺、其数有_レ限、(中略)自今以後、私立_三道場_一及将_二田宅園地_一捨施、并売易与_レ寺、主典以上解_二見任_一、自余不_レ論_三蔭贖_一決_三杖八十_一、官司知而不_レ禁亦同罪、

と記されている。ここで違反者として想定されているのは「主典以上」の職にある官人で、それらが田宅園地を寺に施入するかたちで土地を私有したり、檀越として寺院経営に介入することを禁じているのである。

また『日本後紀』延暦二十四年(八〇五)正月癸酉(三日)条に、

制、定額諸寺、檀越之名、載在_三流記_一、不_レ可_二輒改_一、而愚人争以_二氏寺_一、假_三託權貴_一、詐称_三檀越_一、寺家田地、任_レ情売買、事多_二奸濫_一、宜_レ加_三禁断_一、

如_レ聞、王臣勢家、不顧_二本願_一、而追_二放檀越_一、改_二替綱維_一、田園任_二任意_一、或売或耕、名称_二己寺_一、還致_二損穢_一、若有_二斯類_一者、五位已上録_レ名奏聞、六位以下禁_レ身進上、又其檀越子孫、惣撰_二田畝_一、專養_二妻子_一、不_レ供_二衆僧_一、宜_乙簡_下、
 氏中情在_二弘道_一者_上充_甲、

という法制が載っている。前者は定額寺の檀越と偽って寺田を売買することを禁じた内容である。また後者は、王臣家が檀越を追放し綱維（三綱）を交替させて寺田を売買することや、檀越が寺田を流用することを禁じた内容である。

延暦二十四年には、私寺を破壊して、東寺・西寺の造営の資材に充てたことが、『扶桑略記』延暦二十四年条から知られる。そこには、「清水流記云、有_レ勅、除_二官寺_一外、諸建立寺、皆悉破却、寄_二附東大寺_一、爰_二田村磨_上卿奏_一聞公家_一、賜_二官符_一」と記されている。同じ記事が『清水寺縁起』（漢文縁起本）、『東宝記』（第一）にもみえ、「東大寺」は「東寺・西寺」の誤記である。

第二章第二節で取り上げた寺・院をみると、官人の邸宅・山荘を寺に転用、または貴族の土地に建てられたものが、九世紀成立の寺院のなかでも高い比率を占めている。また俗人の主導で建てられたものが多い。それは、延暦二年・二十四年・大同元年（七八三・八〇五・八〇六）の私道場建立禁止令を前提として、新たに土地を占有するのではなく、邸宅・山荘・私有地を寺院にする方策を取ったからであろう。また第二章第三節は、天皇・上皇・皇族の居住空間や所有地が寺院に転じたもので、そのうち淳和院は東寺・西寺に次ぐ京域内の寺院である。延暦・大同期の私道場建立禁止令の結果、官人は邸宅・山荘など既存の施設・土地を利用して寺院とし、皇族もその離宮や後院を寺院に転用したのである。

第三節 私寺存続の方策

平安京周辺の寺院が、存続するために採った方策や、認可された処遇について考えよう。『清水寺縁起』（漢文縁起本）に有効な素材が含まれている。その本文の末には、「且依^レ古代之遺文、且依^レ耆老之党語、大概撰^レ集之」等の文言があり、「所^レ賜^レ寺家^レ勅書^レ官符^レ官牒^レ等」の見出しを立てて、以下の四点の文書を引用している。¹⁹⁾

- ① 嵯峨天皇宸筆勅書（弘仁元年（八一〇）十月五日）
- ② 賜寺地於本願將軍官符（延曆二十四年（八〇五）十月十九日山城国司充太政官符）
- ③ 賜本願將軍墓地官符（弘仁二年十月十七日民部省充太政官符）
- ④ 置寺家俗別当官牒（仁寿三年（八五三）十二月二十二日清水寺充太政官牒）

このうち①は、「勅、得^レ大納言坂上宿禰田村麿解狀^一一偁、以^レ去延曆廿四年十月十九日^一蒙^レ官符^一、賜^レ山地壹処^一、建^レ立私寺^一、号^レ清水寺^一、望^レ請、因^レ准^レ傍例^一、賜^レ印一面^一、為^レ三件寺之長財^一、加以壞^レ私寺^一、移^レ東西寺^一之日、田村麿定將^下被^レ免^二件清水寺^一、為^レ鎮護^レ國家之庭^上、則以^レ田村丸苗裔^一、為^レ誓成^レ寺家職^一、以^レ僧延鎮之門徒^一、為^レ修治寺之司^一矣者、依^レ請、弘仁元年十月五日」というものである。延曆二十四年十月十九日に寺地の官符を受けた事実、「印一面」を賜わりたいとの申請、私寺を壊して東寺・西寺の資材とした際に清水寺はそれを免れた事実、坂上田村麻呂の苗裔を寺家の職、延鎮の門徒を寺司としたいとの申請が書かれている。そしてそれらの申請が、弘仁元年十月十五日に勅によって認められたという内容である。私寺（私道場）を壊して東寺・西寺の資財としたことは、『扶桑略記』延曆二十四年（八〇五）条に「清水寺流記」からの引用として記されていた。またこの全文が『東宝記』（第一）に引用され「嵯峨天皇宸筆勅書、于^レ今在^レ清水寺^一」の文言が追記されている。²⁰⁾ この「勅」が原文の通りか、勅そのものが実在したかなど、信憑性に問題が残るが、坂上田村麻呂が清水寺に関する申請をしたこと、さらには何らかのかたちでそれが認可された可能性は否定できない。^{い。}

②は、「清水山寺、在^レ愛宕郡^一」「東限^二高峯^一、西限^二公地^一、南限^二展振谷^一、北限^二大道^一」の四至を定めたもので、『扶桑

略記」延暦二十四年（八〇五）条の「同年、官符云、東山清水寺、右大臣宣、奉^レ勅、件寺地殊賜^二參議從三位坂上宿禰田村麿^一、永為^二私寺^一、国宜承知、依^レ宣行^レ之、符到奉行、參議從四位上右大弁兼行左近衛少將勘解由長官阿波守秋篠朝臣安人」の記事と合致している。③は『日本紀略』弘仁二年（八一）十月十月戊寅（十七日）条の「賜^二山城国宇治郡地三町^一、為^二故大納言贈從二位坂上大宿禰田村麿之墓地^一」と符合している。④は坂上正野を清水寺の「別当」（俗別当）に補任したものであり、本文中に引用する承和四年（八三七）五月七日の治部省充太政官符は、『続日本後紀』同月己巳（七日）条と同内容である。そして②③④は『平安遺文』（二七号・三四号・一一三号）にも収録されており、原文書の忠実な引用とみられる。

清水寺の例で第一に注目すべきは、「四至」（寺域）を官符で認定されたことである。その「四至」については、他の例も合わせて考えておきたい。①比叡寺（延暦寺）は、「弘仁九年比叡山寺僧院等之記」（園城寺文書）に弘仁九年（八一八）四月二十一日に最澄が「結界地」を「東限比叡社并天之埴、南限^二登美溪^一、西限^二大比叡北峯小比叡南峯^一、北限^二三津溪横川谷^一」と定めたという記事がある。⁽²¹⁾②雲居寺は、承和四年（八三七）に八坂寺東院（別院）になったが、「四至」を定めることが申請された。③安祥寺の場合、仁寿三年（八五三）に五〇町の寺領が寄進され、その四至「東限^二大櫛大谷^一、南限^二山陵^一、西限^二堺峯^一、北限^二檜尾古寺所^一」が記された。④相応寺は、「漁商比屋之地」に端を發し、貞觀八年（八六六）に「宜^レ賜^二四履^一、永為^中寺堺^上、東至^二橋道^一、南至^二河崖^一、西至^二作山^一、北至^二大路^一」と四至が決まっている。このうち、①は「結界」という宗教上の範疇で理解すべきものである。③は寺領の四至であり、寺域を意味してはいない。それに対して②④は、近接する法観寺や民間施設との境界を明示しておく必要から四至が決められたと考えられる。清水寺は、既存施設のない山林に建てられたが、珍皇寺（鳥戸寺）が近くに広大な寺領を有しており、永保二年（一〇八二）十二月の勸修寺僧正信覚房下文（『平安遺文』一一九七号）に、清水寺・珍皇寺が愛宕郡の土地をめぐる争い、清水寺が持っていた公験によって勝訴したと記されている。これらを踏まえると、延暦二十四年の時点で坂上田村麻呂は、清水

寺と近接する珍皇寺との関係を視野に入れて、「四至」を太政官符で確定することを申請したのであろう。要するに寺域の四至は、近接する他者の存在を前提として定められたのである。

第二に注目すべきは、坂上田村麻呂が清水寺の「印一面」を申請し、弘仁元年（八一〇）に認可されたことである。『続日本紀』宝龜二年（七七二）八月己卯（二十六日）条に、僧綱および大安・葉師・東大・興福・新葉師・元興・法隆・弘福・四天王・崇福・法華・西隆の各寺に印を鑄造して頒布した記事があり、印は官大寺だけが有したと考えがちである。しかし、すでに指摘したように、最澄が弘仁二年（八一二）七月十七日に記した『羯磨金剛目錄』（唐から将来した宝物・聖教を納めた目錄の断簡）に三二の「比叡寺印」が押されており、それは弘仁十四年に「延暦寺」号が許されるよりも前のことである。延暦・大同年間の寺院統制策によって存続を許されなかった私道場に対して、存続を許された私寺の中には、寺印の鑄造を許されたり、印を朝廷から頒布された事例が知られるのである。

第三に、坂上田村麻呂が自身の苗裔を寺家の職、延鎮の門徒を寺司としたいと申請したことである。それは、『日本後紀』大同元年（八〇六）八月壬午（二十二日）条にみえる「追_二放檀越_一、改_二替綱維_一」「宜_レ簡_下氏中情在_二弘道_一者_上充_レ」の文言と対応している。つまり、寺院経営の当事者である檀越（俗人）と綱維（三綱）を追放したり入れ替えたりする違法行為を禁じ、檀越氏族の中で仏教を広める志を持った者が寺院経営に当たるように命じているのであり、それを受けて坂上田村麻呂の子孫と延鎮の門徒が清水寺の経営を担うと宣言しているのである。また仁寿三年（八五三）の俗別当の任命についていえば、『続日本後紀』承和四年（八三七）五月己巳（七日）条に、近城諸寺で「住持」（僧侶の責任者）が絶えて淫濫が起こっているのを「別当」を定めて糾正させる、文武の五位の官人で明察鯁直の者をそれに充てるという記事がある。ここでは氏寺の俗別当に檀越氏族の官人を充てるとは記されていない。しかし坂上氏は俗別当の人事を介して、清水寺の管理は同氏が担うという意味表示をしているのである。

清水寺は、四至（寺域）を確定し、寺印を使用し、運営を担う僧侶と檀越を確定することで、寺院の存続を図った。そ

これらの事項は他寺院でもみられるが、清水寺の場合、それらが揃っていることが特筆される。

第四節 平安京周辺寺院の消長

九世紀に成立した平安京周辺寺院のその後の姿についても確認しておこう。まず平安末期に存続した寺院を挙げよう。撰関・大臣・大納言・中納言・参議が主要寺院の「別当」を兼務する俗別当制に着目すると、『兵範記』嘉応元年（一一六九）八月二十九日条、『玉藻』承久二年（一二二〇）三月二十五日条にみえる補任例のうち、九世紀成立の京都周辺寺院は次の通りである。延暦寺・東寺・西寺・醍醐寺・貞観寺・仁和寺・嘉祥寺・雲林院・元慶寺・檀林寺・海印三昧寺・大覚寺・常住寺・天安寺。また『山槐記』治承二年（一一七八）十一月十二日条にみえる高倉天皇中宮（平徳子）の御産を理由とした誦経の対象寺院（七四寺と追加の三寺）のうち、九世紀の平安京周辺寺院は、東寺・西寺・延暦寺・円城寺・醍醐寺・仁和寺・珍皇寺・雲林院・清水寺である。

次に、廃寺になった事例として、平等寺が挙げられる。建保二年（一二二四）二月十七日、平親範（円智）は護法寺・平等寺・尊重寺を合わせて一寺（尊重護法寺）とし、寺務僧（別当）について取り決めた条規を作成した（『鎌倉遺文』二〇八五号）。ここでは、「平等寺葛原親王建立、元在^二広隆寺西^一、其寺焼失之後、於^二旧跡^一者、広隆寺領^レ之、円智以^二彼本尊^一奉^レ居^二当寺^一」^{（護法寺）}とあり、焼失して寺域が広隆寺領になったことがわかり、また建立者が平高棟でなく父の葛原親王と誤認されている。さらに平親信が建てた尊重寺も顛倒、平範家（親範の父）が建てた護法寺も移転や火災を経たと記されている。高棟流桓武平氏は撰関家の家司をつとめ日記を残した家系として知られるが、その氏寺は荒廃と新寺院の建立を繰り返していたのである。このことからすると、第二章第二節で取り上げた寺院のうち、慈恩寺（滋野氏）・真如院（藤原氏）・報恩寺（伴氏）・某寺（在原氏）も氏寺になったが、活動は確認できず衰微したとみられる。

存続した寺院についても、支持者や存在形態は一樣ではない。清水寺は、藤原実資が毎月十八日に参詣して灯明を奉じたことが『小右記』にみえ、十世紀には観音信仰の場として定着している⁽²²⁾。雲居寺は、八坂寺の別院であったが、『中右記』天永三年(一一二二)九月八日条に「東山雲居寺聖人之所^レ作極楽堂焼亡」⁽²³⁾、『百練抄』天治元年(一一二四)七月十九日条に「瞻西上人、於^二雲居寺^一、供^二養金色八丈阿弥陀如来像^一、貴賤結縁、(藤原忠通)撰政書額、(号^二証応阿弥陀院^一)」と記されている。つまり、雲居寺に付属する「極楽堂」や「証応阿弥陀院」(十卷本『伊呂波字類抄』では「勝応阿弥陀寺」)が登場し、貴賤の信仰を集めているのである。

おわりに

九世紀成立の平安京周辺寺院には、山林など既存施設のない場所に建てられたものと、貴族の邸宅・山荘、上皇や天皇の後院・離宮など既存施設を転用・利用して成立したものとがある。後者は、寺院を介した土地私有を禁じた延暦・大同期の法制を受けて、新たに土地を所有することなく寺院を成立させたものである。私寺として存続した清水寺は、四至の確定、寺印の使用、寺院経営に当たる俗人(檀越)と僧侶(綱維)の確定を朝廷に申し出て許されている。貴族が建てた寺院には、平等寺のように伽藍や経営が維持できずに廃寺になったものが多いと推定できる。また清水寺や雲居寺のように、建立当初とは異なる貴賤の信仰を集める寺院も登場した。

以上が、これまでの考察から導き出せる結論である。今後の課題として、以下の二点を提示しておきたい。

第一に、寺院縁起を使用した研究の方法についてである。『清水寺縁起』末尾に収録された太政官符・太政官牒は原文の忠実な引用、勅書はやや疑問が残るが史実を反映したものと筆者は考えた。また『醍醐寺要書』に収められる太政官符・太政官牒・僧綱牒などは忠実な引用であるが、複数の『醍醐寺縁起』が伝える草創期の記事には異動があり、創作・

誇張が想定できる。『朝野群載』（巻二）所収の承和五年（八三八）「広隆寺縁起」は、火災の後に寺域の坪付を記録することに主眼を置いたものである。つまり寺院縁起には、①引用文書、②現状記録、③故事来歴を喧伝する文章、が混在しているのである。寺院縁起を用いた研究では③の内容を考証することが多いが、①②を基軸として③をそれらとの関係で考察する手法こそ必要なのである。

第二に、「寺院史」研究の視点についてである。平安京周辺の寺院の成立は、天台宗・真言宗の展開や、定額寺・御願寺という寺院制度史の枠で説明がなされがちである。しかし、本稿で取り上げた寺院は、そうした範疇に収まっていない。貴族邸宅を寺院に転換する事例では、住僧のことが記されていないものが大半である。清水寺は定額寺（朝廷が灯分料稻や修理料稻を施入、一定数の年分度者や住僧の安置を認可する寺格²⁵）でも御願寺でもなく、私寺のまま四至や寺印が認可されている。つまり、それらは土地所有や氏族政策の問題として捉えるべき事項なのである。また「平安京」をテーマにしても、寺院の記述が希薄な研究書・概説書が多いように見受けられる。しかし、死者の葬送や、困窮者の救済事業には寺院や僧尼が関わっているものであり、「寺院史」はそれらの諸分野と関連付けて論じなければならないのである。

註

- (1) たなかしげひさ「10世紀の平安京内外の諸寺」（『日本歴史』二六七号、一九七〇年）。
- (2) 京都市編『京都の歴史 第一巻 平安の新京』（京都市、一九七〇年）。
- (3) 角田文衛監修、財団法人古代学協会・古代学研究所編『平安京提要』（角川書店、一九九四年）。
- (4) 堀裕「平安京と寺々」（西山良平・鈴木久男編『古代の都3 恒久の都平安京』吉川弘文館、二〇一〇年）。
- (5) 西本昌弘「平安京野寺（常住寺）の諸問題」（角田文衛監修・古代学協会編『仁明朝の諸問題』思文閣出版、二〇二一年）。
- (6) 本郷真紹「御願寺」再考」（榮原永遠男ほか編『律令国家史論集』塙書房、二〇一〇年）。

- (7) 西本昌弘「平安京野寺(常住寺)の諸問題」(前掲註(5))。
- (8) 『訳注日本史料 延喜式下』二二四頁、『新校群書類従 第四卷』四〇七頁。
- (9) 黒須利夫「七寺・七廟考」(あたらしい古代史の会編『王権と信仰の古代史』吉川弘文館、二〇〇五年)。
- (10) 以上、西本昌弘「平安京野寺(常住寺)の諸問題」(前掲註(5))による。
- (11) 杉山信三「延喜式に見る京内外の七寺について」(『日本建築学会研究報告』一九号、一九五二年)。
- (12) 岡本堂については、藤本誠「古代村落の「堂」と仏教統制」(『古代国家仏教と在地社会』吉川弘文館、二〇一六年、初出二〇一三年)が基礎的考察を加えている。
- (13) 『伝教大師全集 卷三二 口絵写真、平岡定海「延暦寺の成立」』(『日本寺院史の研究』吉川弘文館一九八二年、初出一九七六年)。
なお『平安遺文』四三三二号には「延暦寺印」と記されているが、誤記である。
- (14) 上野勝之「古代の貴族住宅と宗教」(西山良平・藤田勝也編『平安京と貴族の住まい』京都大学出版会、二〇一二年)が、貴族邸宅が寺院になった例を挙げているので、参照した。
- (15) 佐伯有清「慈覚大師伝の研究」(吉川弘文館、一九八六年)三二二頁。
- (16) 『新訂増補故実叢書 拾芥抄』三九八頁、『平安京提要』(前掲註(3))書 三三五〜三三六頁。
- (17) 直木孝次郎「日本霊異記にみえる「堂」について」(『奈良時代史の諸問題』塙書房、一九六八年、初出一九六〇年)。
- (18) 杉山信三「院家建築の研究」(吉川弘文館、一九八一年)。
- (19) 『清水寺史 第三卷 史料』(清水寺史編纂委員会編、清水寺、法蔵館、二〇〇〇年)四五〇〜四五二頁。『大日本仏教全書 第一一七冊』二二四〜二二六頁も同様。『清水寺史 第一卷 通史(上)』(一九九五年)は、複数の『清水寺縁起』を四種七点に分類し、漢文縁起本を平安時代末から鎌倉時代初頭の成立と解説している。
- (20) 『続々群書類従 第十二 一〜二頁』。
- (21) 『園城寺文書 第一卷 智証大師関係文書』六三三号、三九四頁。
- (22) 例えば『小右記』天元五年正月から六月の各月十八日条。三橋正「藤原実資の観音信仰」(『平安時代の信仰と宗教儀礼』続群書類従完成会、二〇〇年、初出一九八七年)を参照。
- (23) 『増補史料大成 中右記四』一九〇頁。

- (24) 例えば、遼日出典「清水寺縁起考」(『奈良時代山岳寺院の研究』名著出版、一九九一年、初出一九八七年)。
(25) 中井真孝「定額寺の原義」(『日本古代仏教制度史の研究』法蔵館、一九九二年、初出一九七六年)。